

【掲載官報】

平成 22 年 8 月 25 日 本紙第 5383 号

【法令名】

○通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令

【法令番号】

平成 22 年 8 月 25 日 政令第 188 号

【管轄省庁】

財務省

【施行期日】

平成 22 年 8 月 25 日

【制定の根拠規定】

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和 62 年法律第 42 号）第 5 条第 3 項

【法令のあらまし】

* 趣旨・目的

愛知県、青森県及び佐賀県が発行する地方自治法施行60周年を記念する記念貨幣の発行枚数を決定した。

* 要旨

地方自治法施行60周年を記念するため発行する500円の貨幣の発行枚数を2,487万枚に改めることとした。

(別表第3関係)

.....